

給与支払報告書(個人別明細書)

※種別										※整理番号			※		
※区分 支払 を受け る者 所										(受給者番号)					
										(個人番号)					
										(役職名)					
										(フリガナ)					
種別		支払金額		給与所得控除の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
		内 千 円	手 千 円	内 千 円	手 千 円	内 千 円	手 千 円	内 千 円	手 千 円						
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数					
老人 有 従有	老人 従人	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円					
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額							
内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円	内 千 円						
(摘要)															
生命保険料 の金額 の内訳	新生命 保険料 の金額	円	旧生命 保険料 の金額	円	介護医療 保険料 の金額	円	新個人年金 保険料 の金額	円	旧個人年金 保険料 の金額	円					
住宅借入金等特別控除 の額の内訳	住宅借入金等特別控除 適用数		居住開始年月 日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)		住宅借入金等 年末残高 (1回目)		住宅借入金等 年末残高 (2回目)						
住宅借入金等特別控除 可能額		円	居住開始年月 日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等 年末残高 (2回目)		住宅借入金等 年末残高 (2回目)						
(源泉・特別 控除対象 配偶者 個人番号)		区分		配偶者の 合計所得	内 国民年金保険 料等の金額	内 基礎控除の額	内 所得金額 調整控除額	内 障害者等の 扶養親族の個人番号	内 5人目以降の扶養親族等の個人番号						
1 氏名		区分		1 氏名				1 氏名	内 5人目以降の扶養親族等の個人番号						
個人番号		区分		個人番号				個人番号							
2 氏名		区分		2 氏名				2 氏名							
個人番号		区分		個人番号				個人番号							
3 氏名		区分		3 氏名				3 氏名							
個人番号		区分		個人番号				個人番号							
4 氏名		区分		4 氏名				4 氏名							
個人番号		区分		個人番号				個人番号							
未成年者 外国人 死亡 退職 災害 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他の 寡婦 ひとり親 勤労学生						中途就・退職		受給者生年月日					
		就職 退職	年 月 日		元号	年 月 日									
支払者 個人番号又は 住所(居所) 又は所在地 氏名又は名称				7											
(右詰で記載してください。)															
(電話)															
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。 「支払者」の欄に社印・代表者印等の押印をしないでください。															

令和7年分 紙与所得の源泉徴収票

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける 者	住 所 又は居 所	(受給者番号) [Redacted] (役職名)															
		氏 名 [Redacted] (フリガナ)															
種 別		支 払 金 額		給 与 所 得 控 除 額 (調 整 後 除 後 金 額)				所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額							
		内 千 円		内 千 円				内 千 円		内 千 円							
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
				老人		特 定	老 人	そ の 他	特 親	障	特 別	そ の 他	障				
有 徒 有		千 円		人	人	人	人	人	人	人	人						
特定親族特別控除の額			社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
千 円			千 円			千 円			千 円			千 円					
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円			
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		
(源泉・特別控除対象配偶者)	(フリガナ)		区分		配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円							
	氏名						基礎控除の額		所得金額調整控除額								
控除対象扶養親族等	(フリガナ)		区分		1	(フリガナ)		区分		1	(フリガナ)		区分				
	1 氏名				2	氏名				2	氏名						
	(フリガナ)		区分		3	(フリガナ)		区分		3	(フリガナ)		区分				
	2 氏名				4	氏名				4	氏名						
	(フリガナ)		区分														
3 氏名																	
4 氏名		区分															
未成年者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 檻	本人が障害者 特別の他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中途就・退職				受給者生年月日				
									就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
支 払 者	住 所(居 所) 又は所在 地		7										(電話)				
	氏名又は名称																

税務署からのお知らせ

■ 確定申告書の提出について

確定申告が必要な方

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払を受けている方

など

税金の還付申告ができる方

- マイホームを住宅ローンなどで購入した方
- 多額の医療費を支払った方
- 災害や盗難にあった方
- 給与所得者の特定支出控除の特例の適用がある方
- 年の中途中で退職し、再就職していない方

など

(注1) 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、令和8年2月16日（月）から同年3月16日（月）までです（還付申告書は、令和8年2月16日（月）以前でも提出できます。）。

(注2) 所得税の確定申告書を提出する場合には、退職所得の金額を含めて申告する必要があります。

■ 確定申告書の作成・送信は、ご自宅からマイナンバーカードでe-Tax！

スマホやパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxで送信（提出）できます。

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で申告書・青色申告決算書等が作成できるため、計算誤りがありません。作成した申告書等は、そのままe-Taxで送信できます。



作成コーナー



e-Taxの5つのメリット



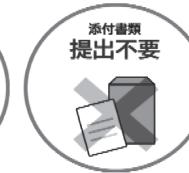
自宅から
申告可能



24時間
利用可能



申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)

※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用した国税に関する申告、申請・届出等のe-Tax手続やコンビニでの住民票等交付サービスの利用、マイナ保険証としての利用などができません。確定申告期など、市区町村窓口の混雑が予想されますので、有効期限通知書が届いた方※は、余裕をもってお早めに更新手続をお願いします。

なお、更新手続の際には、有効期限通知書とマイナンバーカードが必要です。

※ 通知が来ていなくても有効期限の3か月前から更新が可能です。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



デジタル庁公式note

■ 給与所得の確定申告がさらに簡単に！

マイナポータルと連携して確定申告書に自動入力

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、お勤め先からオンライン提出された「給与所得の源泉徴収票」※の情報が申告書に自動入力されます。

マイナポータルとの連携で給与情報を自動入力するための事前準備については、国税庁ホームページ「給与情報のマイナポータル連携」特設ページをご確認ください。【国税庁特設ページ】



※ 「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。

※ お勤め先の給与所得の源泉徴収票の提出方法(オンライン提出有無)については、お勤め先にお尋ねください。